

司法・犯罪・嗜癖分野の 認知行動療法

[編集担当：神村栄一・嶋田洋徳]

「やめられない・とまらない」が困難の中核となる問題行動、症状に対して、認知行動療法への期待が高まっている。同時に、認知行動療法が「アメとムチ」による行動や認知の「無理矢理な矯正」でも「科学的の名の下での押しつけ」でもない手続きからなることが、広く認識されてきた。要支援者にとって意味ある変化は、内側からなのかそれとも外側からなのか、という不毛な議論もほとんどなくなった。

振る舞いも思考も、感情や衝動、身体反応も、生きた人間に自発する反応であり常に内外の環境と相互作用し、展開している。認知行動療法のターゲットは、個々の反応そのものでなくそこにある悪循環である。内面と外面という対立図式は、要支援者とその困難を固定的な対象物としてとらえた結果であり、命あるものとして寄り添えていない一つの証と言える。

法を犯した者の改善更生を強調した法制度の改定に伴い「性犯罪者処遇プログラム」が全国の刑事施設、保護観察所などで展開されるようになった。これを契機として、「性犯罪者処遇プログラム」の基盤に位置づけられる認知行動療法が、司法・犯罪分野において注目されるようになった。薬物依存からの離脱指導、暴力防止プログラム、および少年施設における取組みなどにおいてもこの治療的であり教育的でもあるアプローチが積極的に導入されるようになった。国家資格である「公認心理師」の運用においては、司法・犯罪分野でも認知行動療法をベースとした心理学的支援が推奨されることが明文化されるに至った。

心理療法の多くは、ある心理学的潜在変数でさまざまな症状や問題行動を理解するという、独特の理解の枠組みによって立つ。対して認知行動療法では、そのような潜在変数を想定せず「行動の原理」によって具体的に説明する。それだけに、性加害や薬物事犯など多様な犯罪形態のバリエーション、それぞれに応じた支援方法の理解、処遇の流れを十分理解し、基本となる理論とアセスメント手法について熟知しておくことで、このアプローチはより実効あるものとなる。

本章でも、処遇の流れ、理論・アセスメント・基本援助技法、犯罪、非行、嗜癖の理解、支援方法について可能な限り紹介することとした。加害行動の理解だけではなく被害者の理解と適切な支援についても扱うこととした。

司法・犯罪分野においては、深刻な嗜癖の障害が併存し、それらが触法行為に影響している場合も多い。物質および、行為への嗜癖の問題は、医療領域においても重要なテーマであるが、触法の問題との関連性の強さと認知行動療法の支援の枠組みにおける共通性を考慮し、本章で合わせて扱うこととした。

[神村栄一・野村和孝]